香川高等専門学校科目等履修生規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校学則(以下「学則」という。)第62条第2項の規定に基づく 香川高等専門学校科目等履修生(以下「科目等履修生」という。)の取扱いについては、 この規程の定めるところによる。

(入学資格)

- 第2条 科目等履修生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 高等学校を卒業した者
 - 二 校長が、前号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 専攻科の科目等履修生として入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 一 高等専門学校を卒業した者
 - 二 校長が,前号と同等以上の学力があると認めた者 (出願手続)
- 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を 添えて、校長に願い出なければならない。
 - 一 科目等履修生入学願書(別紙様式1)
 - 二履歴書
 - 三 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書(いずれも見込を含む。)
 - 四 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書(別紙様式2)
 - 五 その他必要と認める書類
- 2 出願の期日は、別に定める。

(入学者の選考)

第4条 校長は、前条の入学志願者について、提出された書類によるほか面接等により入学者の選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第5条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、所定の書類 を提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。 (別紙様式3)

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学時期は、原則として学期の始め(前期4月、後期10月) とする。

(履修期間)

- 第7条 科目等履修生の履修期間は、原則として当該年度内とする。ただし、科目等 履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限りその期間を延長す ることができる。
- 2 前項の規定により延長を願い出るときは、科目等履修生履修期間延長願(別紙様式5)により校長に願い出なければならない。この場合、現に職を有する者は、第 3条第1項第4号に定める書類を添付するものとする。

(検定料,入学料及び授業料)

- 第8条 科目等履修生の検定料,入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)の定めるところによる。
- 2 既納の検定料,入学料及び授業料は、いかなる理由があつても還付しない。
- 3 履修延長をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。 (授業料の納付)
- 第9条 科目等履修生の授業料は、前期又は後期に履修する授業科目の単位数に相当する額を、それぞれの期の当初の月に納付しなければならない。前期及び後期を通じて履修する授業科目の場合は、当該授業科目に係る単位数に相当する額を、前期の当初の月に納付しなければならない。
- 2 授業料を納付しない者は、除籍する。

(単位の認定及び単位修得証明書の交付)

第10条 科目等履修生が、履修した科目を修得した場合は、所定の単位を認定する。 2 校長は、単位を認定した者から願い出があつたときは、その認定科目につき、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 科目等履修生が本規程に違背した場合,又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがないと認めた場合,校長は退学を命ずることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生について必要な事項は、学則等

の学内諸規則を準用する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。